

議員提案による「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が制定されました(H27. 11. 26)

11月26日(木)の平成27年第4回定例会本会議において、「北海道飲酒運転の根絶に関する条例」が可決・成立しました。

昨年7月には、小樽市において、飲酒運転の車にひき逃げをされ、3人の命が奪われ、1人が重傷を負う悲惨な事故が発生し、今年6月には、砂川市において、飲酒運転の暴走車両に巻き込まれ、一家5人が死傷する大変痛ましい事故が発生するなど、重大事故が後を絶ちません。

この条例は、このような悲劇が繰り返される飲酒運転を北海道からなくすという共通認識に立ち、道議会の全会派が参加したプロジェクトチームによる検討を重ね、全会派の共同で提案し、全会一致で可決したものであり、飲酒運転根絶に向けた道議会の決意を示すものです。

飲酒運転をなくすためには、道民一人一人の意識が何よりも重要であり、全ての道民が「飲酒運転をしない、させない、許さない」という認識に立ち、社会全体で推進される必要があります。

条例では、このような基本理念の下、飲酒運転の根絶に取り組むべき、道、道民、事業者等の責務を明らかにし、道は飲酒運転の根絶に関する施策を総合的に推進することとしています。

この条例は、一日も早く北海道から飲酒運転を根絶し、安全で安心して暮らすことができる社会の実現のための新たな第一歩となるものです。

条例は12月1日から施行です。

条例は[こちら](#)から

なお、条例成立後の記者会見において、遠藤連議長からコメントが発表されました。

コメントは[こちら](#)から。

※写真は、条例成立後の記者会見の様です。

